

規制シート(様式)

(別紙1)

140195300060001

平成27年6月23日

規制の名称	酒類販売業免許における通信販売の取扱いに関する規制緩和	所管府省	財務省
根拠法令等	酒税法第9条、第10条第11号、第11条	担当局課等 及び作成責 任者の役職・ 氏名	課税部酒税課 課長 稲本 護昭
規制目的	酒税法に基づく免許制の下で、未成年者飲酒防止等の社会的要請と消費者の利便性向上等とのバランスを踏まえ規制しているものです。		
規制内容の概要	<p>酒類の販売業をしようとする場合には、酒税法(以下「法」といいます。)第9条第1項に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長から酒類販売業免許を受けなければなりません。酒類販売業免許を受けるためには、申請者等が法第10条の各号に定める要件を満たす必要があります。そして、この免許を付与等する場合に、法第11条第1項に基づき、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要がある場合に、販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付すことができることとされています。</p> <p>酒類販売業免許のうち、通信販売酒類小売業免許については、その販売できる酒類の範囲を、国産酒類のうち、次のいずれかに該当するもの又は輸入酒類に限ることとしています(法令解釈通達第2編第10条第11号関係4)。</p> <p>① カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である製造者(以下「特定製造者」という。)が製造、販売する酒類</p> <p>② 地方の特産品等(製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。)を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<p>平成27年3月11日に酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の改正を行い、上記「規制内容の概要」に記載の②の酒類について、通信販売できる酒類の範囲に追加しました。</p> <p>これは、第9回国家戦略特別区域諮問会議(平成26年10月10日開催)において取りまとめられた「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」の中で、「地方の特産品等の販路拡大を図るため、特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、受託製造者において前年度の出荷数量が3,000キロリットル以上の品目があっても、インターネットによる通信販売が可能となるよう要件を緩和する。」ことについて、速やかに全国規模の規制改革を進めることとされたことを受けて、現行制度の考え方等と整合性をとりつつ、地域経済の活性化等の観点から、通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の範囲を改正しました。</p>	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革又は新設する理由</p>	<p>規制に関しては、社会情勢に応じ、不断の見直し検討をすべきと考えておりますが、酒類の販売については、致酔性・依存性を有するという特性に鑑み、未成年者飲酒防止等の観点から、対面販売が基本という考え方をとっています。この考え方の下、インターネット等による酒類の通信販売については、消費者の利便性向上にも配慮し、販売できる酒類の範囲から、一般の酒販店等で容易に購入できるものを中心に一部除外しています。</p> <p>平成元年以降に免許を取得した方の免許条件を緩和又は解除すること、つまり、通信販売酒類小売業免許の要件緩和については、小売業免許全体の在り方に係る問題であるとともに、次のことを踏まえる必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されたことや未成年者の飲酒による様々な事件・事故が発生する等により、未成年者飲酒防止をはじめとした社会的な要請が高まっていること ・ 以下のような内容を盛り込んだ「健全な飲酒環境の整備に関する請願」が昨年6月20日に衆議院・参議院の両院において全会一致で採択されたこと <p>① 清涼飲料水に近い価格の酒類は、未成年者の飲酒問題につながり、治安の悪化や深刻な家庭内問題などの要因となることから、国は、特殊性を有する酒類の危険な価格競争を終わらせるよう努めること</p> <p>② 国は、地域社会を下支えしてきた中小零細酒販店を狙い撃ちした規制緩和を改め、酒類小売業免許の要件強化の検討をすること</p> <p>(補足)</p> <p>平成元年6月以前は、一般酒類小売業免許を付与する場合、需給調整要件により付与を限定しておりましたが、「通信販売を除く」という免許条件は付していませんでした。これは、その当時は、通信販売で扱われる酒類は地域の特産品や高級品といったものを主としていた等から、酒類の需給に大きな影響を与えるものとは捉えていなかったからです。</p> <p>他方、「規制緩和推進要綱(昭和63年12月13日閣議決定)」において、小売業免許の付与基準の簡素化及び明確化を図る等とされたことを踏まえ、平成元年6月に「酒類販売業免許等取扱要領」が新たに制定されました。その際、酒類の通信販売については、こうした販売方法が一般的に広く採られるようになる場合等には、地域の酒類の需給に大きな影響を与えることになるといった理由から、一般酒類小売業免許を付与する場合には、「通信販売を除く」という免許条件を付すことになりました。また同時に、地域的な特色のある酒類に対する通信販売のニーズを考慮し、一般酒類小売業免許の需給調整規制と未成年者飲酒防止等の社会的要請、消費者利便性向上とのバランスを図りつつ、一般酒類小売業免許の例外として、小規模な酒類製造者が製造する酒類等に限って、通信販売が可能となる通信販売酒類小売業免許が設けられました。なお、平成元年以前に免許を取得した方に対しては、新たに「通信販売を除く」旨の免許条件を付すことはできなかったところです。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>見直し条項</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>次の見直し時期</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

140195300060001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>酒税法第10条第11号、第11条第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達は、酒税法の規定に係る法令解釈等を定めたものです。</p>